

體育館放送設備改修工事契約書（案）

公立大学法人沖縄県立看護大学理事長 神里 みどり（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）は、体育館放送設備改修工事の実施について、次のとおり契約を締結する。

品名 公立大学法人沖縄県立看護大学体育館放送設備一式

規格 別紙仕様書のとおり

数量 別紙仕様書のとおり

第1条 納入期限、納入場所、契約金額及び契約保証金額は次のとおりとする。

- 1 納入期限 令和8年3月6日
2 納入場所 公立大学法人沖縄県立看護大学
3 契約金額 円
（うち消費税額及び地方消費税額は 円）
4 契約保証金額

第2条 乙は、物品を納入しようとするときは、あらかじめその納入・設置等に関するスケジュールを甲に提出し、物品の設置と同時に納品書を提出しなければならない。

- 2 物品の性質又は目的等によっては、甲の承認を得て、分割して納入することができる。
3 納入のため持込んだ物品は、甲の承認を得なければ引き取ることができない。

第3条 乙は、甲の行う検査に合格した物品でなければ納入することができない。検査に要する費用及び検査のため変質し、変形し又は消耗破損したものは、すべて乙の負担とする。

- 2 乙は、甲の指定した日時、場所において検査に立会うものとする。乙は、立会いをしないときは、検査の結果につき異議を申し立てることができないものとする。

第4条 乙は、検査の結果不合格と決定した物品は遅滞なく引き取り、かつ、直ちに代品を納入しなければならない。

- 2 前項の場合は、甲は1回に限り相当日数を指定して、代品納入又は手直しの期間を認めることができる。この代品納入又は手直しができたときは、さらに届け出て検査を受けなければならない。

第5条 乙は、納入物品の引渡後1年間は、その隠れた瑕疵について無償でこれを補修し、又は取り替える責任を負わなければならない。

第6条 乙が、瑕疵の補修又は取替に応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができる。このために乙に損害を生ぜしめることがあっても、甲は賠償の責任を負わないものとする。

第7条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により納入期限までに物品を納入することができないときは、その理由を詳記して期限延長の願出をすることができる。

- 2 前項の願出は、納入期限までにしなければならない。
 - 3 甲は、第1項の願出が正当と認めたときは、これを承認し、第9条の違約金を免除することができる。

第8条 契約金額は、検査の完了後、甲は乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし特別の理由がある場合はこの限りでない。

第9条 乙は、納入期限までに物品の納入を終了しないときは、遅延日数に応じ、契約金額の未済部分相当額の政府契約の支払い遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に定める率を乗じた計算した額を違約金として甲に納付しなければならない。

第10条 この契約の履行について生ずる一切の損害は、乙が負担するものとする。

甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、何らかの催告を要さず、本契約を解除することができる。

(1)法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合は その者、法人である場合は役員又は支店もしくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与しているものをいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

(2)役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4)役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしているとき。

(5)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有しているとき。

第12条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条の各号に該当する者をいう。

以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、もしくは下請負人等との契約を解除せず、もしくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

第13条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

第14条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は納入を中止させることができる。

2 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、単価により算定し、もし、これを甲において不適当と認めるとき、又は期限を伸縮する必要があるときは、甲の相当と認めるところによるものとする。

第15条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

ただし、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和 25 年政令第 350 号)第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

第16条 乙は、この契約について、契約事項に明示されていない事項でも、物品の供給上
当然必要なものは、甲の指示に従い、乙の負担で施行するものとする。

第17条 乙は、この契約条項のほか、公立大学法人沖縄県立看護大学財務及び会計に関する規則(令和 4 年 4 月 1 日沖看大規則第 4-1 号)及び沖縄県財務規則(昭和 47 年沖縄県規則第 12 号)を守るものとし、疑義を生じたときは甲、乙協議するものとする。この契約の成立を証するため本書 2 通を作成し双方記名押印して各 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 住 所 沖縄県那覇市与儀 1 丁目 24 番 1 号
氏 名 公立大学法人沖縄県立看護大学
理事長 神里 みどり 印

乙 住 所
氏 名